

13 環境省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1005010	浄化槽法第7条及び第11条検査機関指定基準の緩和、浄化槽法第11条検査の保守点検への代用	現行省令で規定されている浄化槽法第7条及び第11条検査の指定検査機関指定基準について、民法第34条の規定により設立された法人のみならず普通・特別を問わず地方公共団体についても指定可能とする。また、浄化槽法第11条検査をもって1回分の保守点検に代用可能とする。	地方公共団体において、浄化槽法第11条に定める定期検査を実施することにより、当該行政区域内に設置された浄化槽の定期検査受検率を向上させ、公共用水域等の水質保全につながる。また、浄化槽法第11条検査を1回分の保守点検に代用することにより、設置者の負担軽減及び当該検査の受検率を高め、ひいては生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	<p>本村を組織団体とする一部事務組合において、環境省関係浄化槽法施行規則第55条に定める指定検査機関の指定基準を満たすことが十分可能であるとともに同条第2項第1号に規定する公益法人と同様に「浄化槽法定検査ガイドライン」に基づく検査機能を有しているため、当該組合が法定検査を実施することにより浄化槽設置者への啓発や、よりきめの細かい指導、助言が可能となる。</p> <p>また本村では、村内に設置されているすべての浄化槽について、本村を組織団体とする一部事務組合において保守点検を行っており、浄化槽法第11条に規定する定期検査は知事指定の検査機関により実施されている。しかしながら、当該第11条検査の検査項目が保守点検項目に酷似していること、あるいは行政が通常の保守点検を行っていることから第11条検査を拒否されるケースが増えてきている。これが状況に鑑み、第11条検査を1回分の保守点検に代用すること、あわせて上記提案の地方公共団体が指定検査機関となり第11条検査及び保守点検を実施することが可能になれば、本村においては第11条検査の受検率が限りなく100%に近づき、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上につながる。</p>	奈良県	山添村	環境省
1014020	下水汚泥燃料化物に対する廃棄物該当性の判断の規制緩和、又は再生利用認定制度の適用	下水汚泥燃料化物(造粒乾燥物)の再生利用について、製造業に限定された輸送費の取扱いに関する廃棄物該当性の判断(引渡し側が輸送費を負担して経済的損失が生じている場合でも、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降は廃棄物に該当しないとする)を、燃料として利用することについても適用させること、又は再生利用認定制度の対象とすること。	流域下水道の浄化センターで発生する下水汚泥の一部を燃料化(造粒乾燥方式)し、近隣の製紙工場において補助燃料として有償使用することにより、下水汚泥のバイオマス燃料としての再生利用を推進し、下水汚泥処理費用の削減や、循環型社会の形成推進、環境負荷の低減等を目指すもの。	<p>提案理由： 産業廃棄物の再生利用については、引渡し側が輸送費を負担して経済的損失が生じている場合でも、有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降は廃棄物に該当しないものとされているが、その適用は製造業の原材料の一部として利用するものに限定されており、計画している事業においては、譲渡価格が輸送費を上回らない限り、燃料利用者には廃棄物処理の許可が必要とされる。提案した措置により、企業としての社会的イメージや、廃棄物処理の許可取得の負担軽減など、燃料利用のインセンティブを高めることが可能となる。</p> <p>代替措置： 今回の事業は、下水道事業者である県が行う下水汚泥の燃料化であり、県と燃料利用者間では利用に関する基本協定を締結するとともに、県による定期的な利用状況の確認等がなされることから、燃料化物がぞんざいに扱われることはない。</p>	宮城県	宮城県	環境省

13 環境省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1019010	オオクチバスの飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止の緩和	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければ成り立ちません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること。又、オオクチバスの譲渡(引受購入等)等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5～1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地域に及ぼす経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものになっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	「外来生物法」が施行され、今後のバス釣り客の減少の影響を危惧しており、当池原ダム湖でのバス釣り場として定期的な放流等が出来なくなり、結果バス釣り場として成り立たなくなる事が予想される為。 今後、地元警察、広域消防等の協力のもと、ダム湖における清掃、安全確保、湖面監視、水難防止等に努める。	奈良県	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省
1029160	不法投棄された家電の家電リサイクル法の適用除外(市で分別リサイクルを行う)	家電4品目については、家電リサイクル法によりリサイクル料金を支払ってリサイクルすることが義務付けられているが、不法投棄された家電4品目については適用除外とし、回収した市において独自に解体、分別リサイクルを行えるようにする。	現在、不法投棄された家電4品目については市の予算でリサイクル料金を負担して法のリサイクルルートに乗せて処理している。不法投棄による家電4品目の数は、それほど多くはないが、そもそも法が違法行為である不法投棄された家電について想定したものであるかも疑問があり、不法投棄された家電4品目に限り、法の適用除外とすることにより、市の処理施設において、市独自のリサイクルを行いたい。	家電4品目について、家電リサイクル法により、リサイクル料金を支払わなければならないが、不法投棄された家電については市がその料金を負担している。本来不法投棄は違法行為であり、あってはならないことであるが、現実問題として発生している。そのリサイクル料金を市が負担することは、本来の排出者負担の原則からははずれるものである。そこで、不法投棄された家電4品目については法の適用除外として、本来のリサイクルルートによらず、回収した市により独自のリサイクル処分を行ってもよいこととする。	岐阜県	多治見市	経済産業省 環境省
1040010	アスベスト廃棄物無害化処理認定手続きにおける要件等の緩和	廃棄物処理法改正での「高度技術による無害化処理」の認定について国が個々の施設の安全性及び高度技術による無害化処理を確認し要件を満たしている場合には無害化処理認定手続きにおける生活環境アセスの簡素化又は廃止。	オゾン層破壊・地球温暖化問題であるフロンと社会問題化しているアスベスト(廃石綿)の同時無害化リサイクル新事業を早急に確立する。フロン回収破壊法が施工し5年目になるがフロン回収率が約30%にとどまり低迷している、更なる回収率の向上を目指す。また、アスベスト廃棄物においては現状では大半が最終処分場に埋め立てられているが、無害化処理し碎石等にリサイクルし最終処分場の延命化を図る。また陸海輸送等における時間・安全面などリスク・コスト面での低減化にもつながる。同時無害化の新事業により、地球環境の改善・保全に貢献し国民への環境問題に対する意識の高揚を図る。	沖縄県においては特別管理廃棄物である廃石綿(アスベスト)を取扱品目とする最終処分場がない、さらに廃石綿を中間処理するための溶融施設を有する業者もないため、県外への海上輸送になり処理するまでの間における安全面などリスク・コスト面での問題がある。また沖縄県においては、民間・公共等の建築物の解体等に併発生する廃石綿のみならず、在日米軍基地の約70%を占める在沖米軍基地(再編問題も含む)からも大量に発生する。廃石綿処分場・処理施設のない沖縄県においては早急な課題であることから、この特例措置により「高度技術による無害化処理」を早急に実施したい。フロンによって廃石綿を同時無害化する技術は溶融施設ではなく化学反応分解を用いたものである。また種類は廃石綿のみであり破碎設備等無害化処理工程はすべて屋内である事から管理面・安全面においても集中しての迅速かつ安全な無害化処理事業が図れる。	沖縄県	沖縄県フロン回収処理事業協同組合、特定非営利活動法人 沖縄親交国際協議会、(株)ガイド沖縄	環境省

13 環境省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1080030	専らバイオマス系一般廃棄物を有効利用するために収集運搬する者に対する届出制の創設	バイオマス系一般廃棄物(間伐材、廃食用油etc.)を専ら、発電等のエネルギー転換やBDF等の代替え燃料に再生するために、NPOや地域活動団体がボランティアに継続的に収集運搬する場合にあっては、廃棄物処理法第7条に規定される市町村長の許可制度に替えて、より簡便な手続で市町村長が適正処理の観点からの可否を判断し、支障なき場合には登録によりバイオマス系一般廃棄物の収集運搬が可能となる届出制とする。	バイオマス資源の利活用を促進し、地球温暖化対策や循環型社会の構築を推進する。具体的には、間伐材や廃食用油等の一般廃棄物系バイオマス資源の利活用を促進するため、現行の一般廃棄物処理業許可制度に加え、「バイオマス資源有効利用収集運搬者届出制度」(仮称)の新設を求める。これにより、経済的・時間的コストを要する許可取得が不要となり、NPO法人や地域的活動団体(自治会等)などの幅広いセクターの参画が促進され、地球温暖化防止に資する資源循環物としてのバイオマスの有効利活用の環が拡がると期待される。	廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬業は、適正な処理を確保するためその責を負う市町村長の許可制度下に置かれている。現在、NPO法人や地域的活動団体等のボランティアな活動により、バイオマス系廃棄物を地球温暖化防止や循環型社会形成のため広く有効利用しようとする活動の芽が息吹きつつあるが、一定の経済性を確保しつつこれらの活動を行おうとするボランティアな活動団体も、市町村長の一般廃棄物処理業許可が必要とされており、多様なセクターによる幅広い収集運搬が進みにくい状況にある。そこで、市町村長の管理監督下で幅広いバイオマス系一般廃棄物の集積を促進させるため、専ら、バイオマス系一般廃棄物を有効利用するためにのみ収集運搬しようとする者については、許可制度に替えて届出制度の法制化を強く求める。	兵庫県	兵庫県	環境省
1080040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。	兵庫県下で風力発電の適地を求めると、そのかなりの部分が自然公園区域と重なる。本県の温室効果ガス排出量6%削減の目標を達成するためには、自然公園内における風力発電施設設置を認めていくことが不可欠である。また、風力発電に適した風の条件が得られる場所は、丘陵地や見通しの利く海岸が多いが、山の稜線を除くこれらの場所では、全体として風車の設置後においても周辺の風致・景観と調和することが多いと考えられる。このような周辺の風致景観と不調和でない場合は、風致景観に関する規制の基準適用を除外することにより、風力発電施設の設置を促進することができる。	兵庫県	兵庫県	環境省
1109070	地域バイオマスの利用施設に関する特区	地域バイオマス資源をエネルギーなどに変換して利用しようとする場合、その集積が廃棄物収集事業者に限定される、 焼却施設の設置が制限される、 立地が制限される、などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利活用を円滑に進める	地域バイオマスの利活用事業(バイオマスの変換利用事業)を実施する事業者に対して、次のような措置を講じる。 廃バイオマスの有償収集の許可、当該施設の熱源として焼却施設を設置する場合、廃棄物処理施設としない、 当該施設の農用区域等への立地手続きを簡素化する	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者の算入が進み、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減など地球温暖化防止効果などが期待される。	東京都	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省

13 環境省 検討要請

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1109210	温泉揚水ポンプ(動力装置)の能力規制の見直し	温泉を汲み上げる揚湯ポンプは、地盤沈下、温泉源を保護するため温泉法においてポンプ動力の容量を規制している。これを受けた都道府県の条例などにおいて動力の分当たり規制や口径の規制まで詳細設定となっているためこれを日量の揚湯規制に一本化する。	揚湯ポンプの能力を上げインバー制御(張込時最大、補給時少量設定)し揚湯量の規制遵守をデジタル計測により実施する。これにより大幅な省エネルギー(地球温暖化防止)、衛生管理の向上と温泉成分の変化抑制を実現する。	温泉法に定められている温泉の採取制限が都道府県知事の許可となっており過大な規制となっている。分当たりの揚湯規制により浴槽への直接給湯に長時間を要するため貯湯槽を設置しなければならない問題がある。その結果、公衆浴場法における規制の対象となり昇温、保温によるエネルギーの浪費、滅菌による温泉成分の変化、衛生管理項目の増加などの問題が発生している。温泉施設の利用状況において毎分、毎時、同量の揚水を前提とした動力規制から日量規制(一日の揚水量は同量であるが時間毎は一定でない)により貯湯槽を必要とせず浴槽に直接給湯できるためボイラーによる昇温エネルギーを削減でき且、衛生面の向上も図れる。	東京都、神奈川県	株式会社トリリオン、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	環境省
1111020	焼酎排液からエタノールを抽出できる規制緩和	廃棄物処理法で規定されている、「再生利用」に係る環境省の追加処置。排出と同時に処理するため「再生利用」のなかの腐敗が発生しない。	酒造会社にプラントを設置することで、排液は腐敗することなく、アルコール分は工業用エタノールとなり、排液中の有機物は固形燃料化することが出来る。	数多くの小規模な酒造会社に処理プラントを設置するには、「廃掃法」上の有資格者が必要であり人材確保が困難である。処理水の汚濁防止条例の基準数値内に関係なく、漁業者及び水利権者の同意が必要であり、その取得が困難で断念した経緯がある。	鹿児島県	株式会社環境基礎研究所	環境省
1067020	新エネルギー等利用義務量の引き上げ(ソーラー特区)	現行法から算出される新エネルギー等電気の利用目標量について、地域独自の算定により引き上げる。	松山市地域の電気事業者の新エネルギー等利用目標量を引き上げることで、「環境にやさしい自然と共生するまち」を目指す。 具体的には、松山市地域の電気事業者については、松山市地域からの太陽光発電相当量を、現行法で課せられた新エネルギー等利用目標量(2010年)に上乘せすることで引き上げる。 それにより、太陽光発電余剰電力の買取りの長期保障を促し、市の太陽光発電を中心とした環境施策の円滑な推進を図る。	松山市は地球温暖化対策補助事業として、太陽光発電システム設置費補助、住宅用太陽熱利用システム設置費補助等を実施している。天候に恵まれ太陽光発電に恵まれた地域であり、市民によるソーラーパネルの設置も進んでいる。 この事業を円滑に推進するためには、電気事業者が太陽光発電余剰電力を積極的に長期にわたって購入することが必要である。 しかし、各電気事業者に課せられた利用義務量については、バンキングにより現在大幅に超過達成されている。また、電気事業者によっては、今後も利用目標量が超過できる見通しのなかで、新エネルギーの種類によっては買取制限することも考えられる。これに対し、利用目標量の引き上げ(枠拡大)によって、太陽光余剰電力の買取りの長期保障を促すものである。	愛媛県	松山市	経済産業省 環境省